

JBA 公認審判員の移籍（所属先都道府県の変更）について

所属する都道府県協会を変更する場合は、現在所属する都道府県協会に対し「**移籍申請書**」の提出を行った後、TeamJBA による「所属の変更」の手続きを行い、移籍先の都道府県協会の承認を得て手続きを完了します。

- ① 現在所属する都道府県協会において、当年度の登録手続きを終えている者または継続（更新）登録を行う者に限る。
- ② 原則、当年度の登録手続きを終えている者または更新登録を行う者の移籍手続きとなるが、未登録の状況で所属の都道府県を変更しなければならない場合は、その旨「移籍申請書」に記載する。
- ③ 年度の途中で移籍をする際、前所属の都道府県において更新講習会受講が修了している場合は、移籍先の都道府県での更新講習会受講は免除となる。審判活動に際して移籍先都道府県の主催する講習会・研修会を受講することは移籍先の都道府県審判委員会の対応・判断とする。
- ④ ライセンスの登録有効期間は、移籍後も引き継がれることとする。
- ⑤ 移籍に際して、移籍先の都道府県に登録費（都道府県分のみ）を納入する。
- ⑥ 移籍先の都道府県において、本人の意思とは別にライセンスを変更する権限はもたない。

<移籍申請手順>

1. 移籍希望者は、「移籍申請書」の本人記入欄に、申請理由等の必要事項を記入し、現所属先都道府県協会審判長へ提出する。（Eメール添付可）
2. 現所属先審判長は、記入内容を確認後、承認の署名（デジタル署名・印可）を行い、本申請書を移籍先都道府県協会審判長（または登録担当窓口）へ送付する。（Eメール添付可）
3. 移籍先都道府県協会審判長は、申請書を受理後、移籍希望者へその旨 Eメールにて通知をする。
4. 移籍希望者は、TeamJBA にて「所属変更」の手続きを行う。
5. 移籍先審判登録担当者が承認をする。